

9 議案第10号関係

おいらせ町ハートピア基金条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>おいらせ町<u>まちづくり活動支援事業</u>基金条例                      (設置)</p> <p>第1条 おいらせ町民又は町内における独創的かつ自主的なまちづくり活動を支援するため、おいらせ町<u>まちづくり活動支援事業</u>基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額の範囲内の額とする。</p>	<p>おいらせ町<u>ハートピア</u>基金条例                      (設置)</p> <p>第1条 おいらせ町民又は町内における独創的かつ自主的なまちづくり活動を支援するため、おいらせ町<u>ハートピア</u>基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として<u>積み立てる財源は、新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ)及び市町村振興宝くじ(サマージャンボ)に係る交付金を充てるものとし</u>、積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額の範囲内の額とする。</p>